

平成31年度スポーツ振興助成の主な変更点について

■ 募集期間の変更

助成区分	平成31年度募集	平成30年度募集（参考）	
スポーツ振興基金助成	平成30年11月19日(月) ～ 平成31年1月15日(火)	平成29年12月1日(金) ～ 平成30年1月31日(水)	
スポーツ振興くじ助成	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模スポーツ施設整備助成 ・地域スポーツ施設整備助成 	平成29年12月1日(金) ～ 平成30年1月31日(水)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブ活動助成(クラブアドバイザー配置事業) ・地方公共団体スポーツ活動助成 ・将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成 ・スポーツ団体スポーツ活動助成 ・国際競技大会開催助成 	平成30年11月19日(月) ～ 平成31年1月15日(火)
	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブ活動助成(クラブアドバイザー配置事業以外) 		平成29年12月1日(金) ～ 平成30年1月15日(月)
			平成29年12月1日(金) ～ 平成29年12月28日(木)

※ 総合型地域スポーツクラブが「地域スポーツ施設整備助成」を申請する場合は、一部書類（詳細は募集の手引参照）を平成30年11月19日（月）～平成30年12月28日（金）までに提出してください。

※ 「スポーツ活動推進事業（マイクロバスの設置）」を申請する場合は、交付要望書を平成30年11月19日（月）～平成30年12月14日（金）までに提出してください。

※ いずれも、郵便（レターパックを含む。）による送付の場合は当日消印有効、それ以外の宅配便等（ゆうパックを含む。）による送付の場合は当センター当日到着分まで。

■スポーツ振興基金助成

(1) スポーツ団体選手強化活動助成

- 助成対象者の拡充

助成対象者として、法人格を有する公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「JPSA」という。）加盟競技団体を追加する。

(2) スポーツ団体大会開催助成

- 申請件数の制限

統括団体を除き、1助成対象者当たりの申請件数は、以下のとおりとする。

	助成対象活動	申請件数
①	国際的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の日本開催	1件のみ
②	全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催	3件まで

※ ①と②を重複して申請することはできません。

■スポーツ振興くじ助成

(1) 大規模スポーツ施設整備助成

- Jリーグホームスタジアム整備事業

平成31年度の募集は行わない。

(2) 地域スポーツ施設整備助成

1 総合型地域スポーツクラブ活動拠点（クラブハウス）整備事業

平成31年度の募集は行わない。

2 スポーツ施設等整備事業

- ① スポーツ競技施設等の整備

- 助成対象事業の要件の緩和

バリアフリー化事業に限り、「助成対象経費下限額1,000万円」を、助成対象事業の要件としない。（＝1,000万円未満の整備であっても、バリアフリー化を目的とした整備であれば、新たに助成対象とする。）

- ② スポーツ競技施設の大規模改修等

- 助成対象事業の要件の緩和

1) バリアフリー化事業に限り、「建設後20年以上を経過している老朽化した」施設であることを、助成対象事業の要件としない。（＝建設後20年未満の施設であっても、バリアフリー化を目的とした整備であれば、新たに助成対象とする。）

2) バリアフリー化事業に限り、「競技の実施に直接必要なスペースの全面的な改修又は改造」を、助成対象事業の要件としない。（＝競技スペースの全面的な改修又は改造を伴わない整備であっても、バリアフリー化を目的とした整備であれば、新たに助成対象とする。）

(3) 総合型地域スポーツクラブ活動助成

1 総合型地域スポーツクラブ創設支援事業

○ 助成対象経費の見直し

公益財団法人日本スポーツ協会（以下「J S P O」という。）が実施する事業の平成31年度新規申請団体のみ、諸謝金及び旅費を助成対象外とする。

○ 助成対象者及び助成対象事業の見直し

J S P Oが実施する事業のみ、総合型クラブ未育成の市町村のみを助成対象者とし、さらに1都道府県当たりの件数を1件のみとする。

2 総合型地域スポーツクラブ創設事業

○ 助成対象者の拡充

助成対象者として、総合型地域スポーツクラブ設立準備組織（任意団体）を、平成32年度（2020年度）まで、時限的に追加する。

3 総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業、自立支援事業（地方公共団体）

○ 助成対象経費の見直し

活動実績において開催回数が最も多い種目（1種目目）を助成対象外とし、2種目目以降のみを助成対象とする。

ただし、創設事業又は創設支援事業（地方公共団体）から継続して助成を受けているクラブについては、活動基盤強化事業又は自立支援事業（地方公共団体）3年目まで、1種目目を助成対象とする。

また、平成30年度以前に活動基盤強化事業又は自立支援事業（地方公共団体）を受けているクラブについては、事業計画等を見直すための移行期間を設ける趣旨から、平成32年度（2020年度）からの適用とする。

4 総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業

○ 助成対象額の要件の緩和

助成対象経費の下限額を、100万円から75万円に引き下げる。

5 総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業、クラブマネジャー設置事業

○ 助成対象者の要件の見直し

都道府県体育協会等、都道府県連絡協議会、広域スポーツセンターのいずれか一つ以上に認知されていることを、助成対象者の要件とする。

※ 平成33（2021）年度以降、創設支援事業、自立支援事業及びクラブマネジャー設置支援事業の助成対象者については、市町村（特別地方公共団体を含む。）のみとなり、J S P O又は公益財団法人日本レクリエーション協会を通じた申請は無くなります。

当該事業の申請を検討している市町村又はクラブについては、助成金の申請手続きや事業の実施主体等について、必要な調整を進めるようお願いします。

また、「クラブアドバイザー配置事業」については、平成33（2021）年度以降、J S P Oは助成対象者とならなくなります。

(4) 将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成

● 身体・運動能力特性に基づくタレント発掘事業

- 助成対象事業の拡充
パラリンピック競技等について、発掘対象を「子ども」以外にも拡大する。

(5) スポーツ団体スポーツ活動助成

1 スポーツ活動推進事業

- 助成メニューの新設
スポーツ団体（総合型地域スポーツクラブを含む。）が新規会員獲得のために行う事業（新規会員獲得を目的として開催する体験会等の開催、新規会員獲得を目的とした広報媒体（情報誌、リーフレット等）の作成及び提供）を、新たに助成対象とする。

2 組織基盤強化事業（スポーツ団体ガバナンス強化事業）

- 助成対象者の拡充
助成対象者として、法人格を有する日本パラリンピック委員会（「以下「JPC」という。）加盟競技団体を追加する。

3 国際スポーツ会議開催事業

- 助成対象者の拡充
助成対象者として、JPSPA加盟競技団体及びJPC加盟競技団体（いずれも法人格を有するもの）を追加する。

(6) 国際競技大会開催助成

- 助成対象者の拡充
助成対象者として、JPSPA加盟競技団体及びJPC加盟競技団体（いずれも法人格を有するもの）を追加する。

(7) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催助成

● テストイベント大会開催事業

- 助成メニューの新設
東京オリンピック・パラリンピック競技大会のテストイベントとして大会を開催する事業を、新たに助成対象とする。

■ その他

要綱、要領、募集の手引等関連規程における「都道府県体育協会等」とは、公益財団法人日本スポーツ協会定款第6条第2号に定める「各都道府県におけるスポーツを総合的に統轄する都道府県体育協会等」のことを指す。同様に、「市町村体育協会等」とは、当該市町村におけるスポーツを総合的に統括し、「都道府県体育協会等」に加盟する団体のことを指す。

※ 地方公共団体における「体育協会」「スポーツ協会」「スポーツ財団」等の改称に伴う対応